

【参 考】

環境衛生監視員の任命について

- 通知情報： 昭和 42 年 1 月 11 日 環衛第 7003 号（厚生省環境衛生局長通知）
- 宛先： 各都道府県知事・各政令市長宛

環境衛生監視員の資格要件（対象者の範囲）

新たに環境衛生監視員を任命する場合、次のいずれかに該当する必要があります。

（1）大学・高等専門学校等の卒業者

学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学、または旧専門学校令に基づく専門学校において、以下のいずれかの課程を修めて卒業した者

- 対象分野： 医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学、保健衛生

（2）有資格者

- 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師のいずれかの資格を有する者

（3）国立公衆衛生院の課程修了者

厚生省設置法第十五条に規定する国立公衆衛生院において、以下のいずれかの課程（またはこれに相当する課程）を修了した者

- 対象課程： 環境衛生学科、衛生工学科、化学検査学科、細菌検査学科